

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について、以下の通り対応を行っています。

- 1、オンライン診療を行っている。
- 2、診療報酬明細書を患者に無償で交付している。
- 3、オンライン資格確認を行う体制を有している。
- 4、医師が、オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を診療を行う診察室等において、閲覧又は活用できる体制を有している。
- 5、マイナ保険証利用率が30%以上である。
- 6、マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している。
- 7、明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲載している。
- 8、電子処方箋を発行する体制、薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制については現在整備検討中

9、以下のア～ウ又はエを満たす電子カルテを有しているは現在整備検討中

ア、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。

イ、電子処方箋管理サービスとの接続インタフェースを有している。

ウ、電子カルテ情報共有サービスとの接続インタフェースを有している。

エ、厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、「電子的診療情報連携体制整備加算」を月1回に限り算定します。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

医療法人社団睦会 いけだ病院